

「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」について

1 趣旨

市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化の振興及び育成を図るため、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金を予算の範囲内において交付する。

2 補助対象団体

補助金の交付対象団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体または子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
- (2) 団体の前年度繰越金の総額（特定の目的を持った積立金等がある場合は、それを除いた額）が20万円未満の団体

※ 市から他の補助金の交付を受けている団体または営利を目的とする団体は補助対象としないものとする。

3 補助対象活動

- (1) 団体運営（子どもを対象にした市内のスポーツ・文化団体に限る。）
- (2) 指導者育成
- (3) 大会等開催
- (4) 合宿等実施

4 補助金の対象経費

・補助金の種類により異なる（詳しくは別紙のとおり）。

5 補助金の額

・補助金の種類により異なる（詳しくは別紙のとおり）。

※補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 申請受付

- ・申請受付は、令和6年4月22日（月）から開始する。
- ・毎月末を集約日とし、翌月に交付決定を送付する。

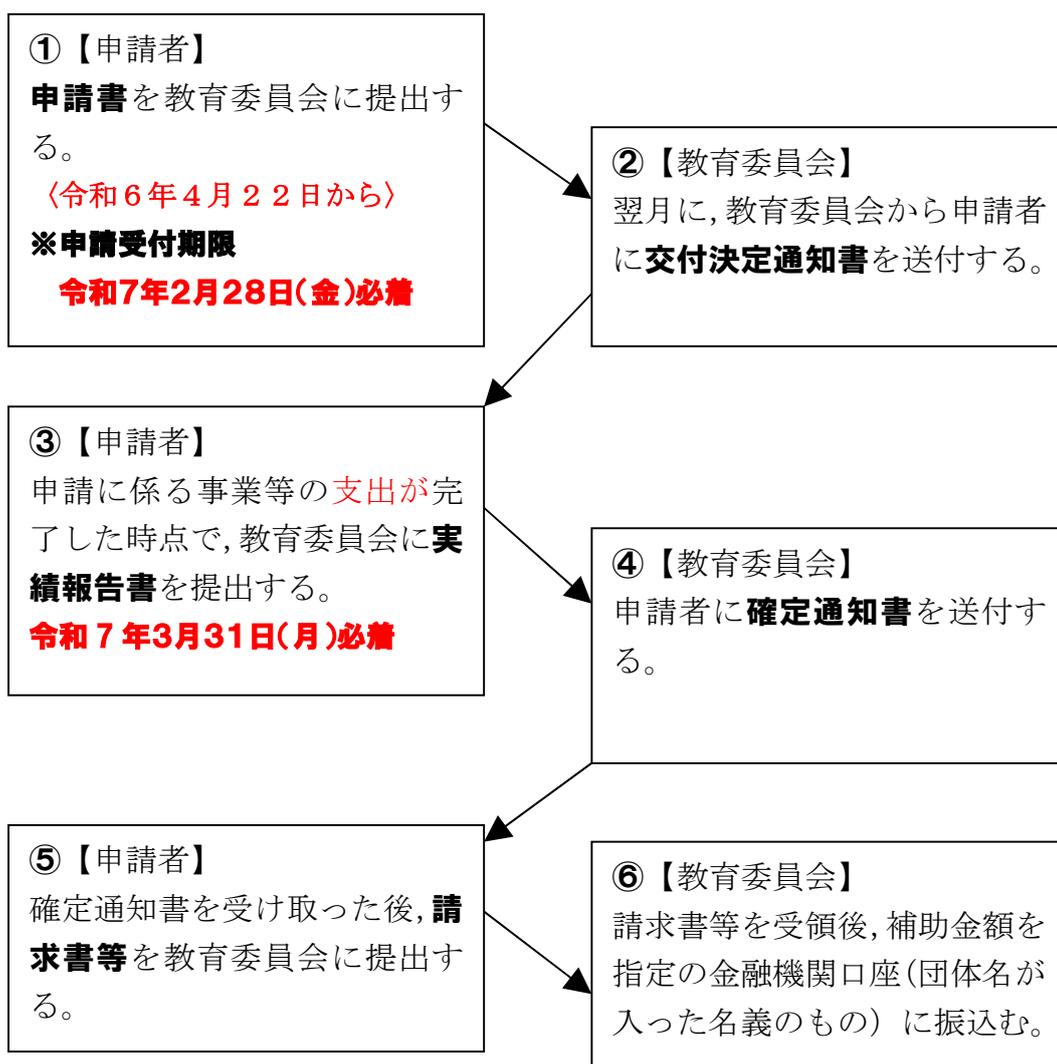
7 申請書類等について

- ・配布場所は、市役所本館5階（社会教育課）
- ・ホームページからダウンロードできる。

8 申請書の提出先

- ・ 三次市教育委員会教育部 社会教育課 ※支所への提出も可
〒728-8501
三次市十日市中二丁目8番1号
電話 0824-62-6191 FAX 0824-62-6288

9 交付申請以降のスケジュール



10 補助金交付の対象となる期間

- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの支払いが補助金の対象となる(交付決定通知以前の支払いも対象とするが、事業開始後速やかに申請書を提出すること。)。

1 1 提出書類について

補助対象活動	申請時	完了報告時
(1) 団体運営	①交付申請書（様式第1号） ②補助金所要額調書（様式第2号） ③年間活動計画書（様式第3号） ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②補助金精算額調書（様式第7号） ③領収証書の写し ④購入した備品の写真
(2) 指導者育成	①交付申請書（様式第1号） ②補助金所要額調書（様式第2号） ③講習会等の実施要領等の写し ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②補助金精算額調書（様式第7号） ③講習会等の資料の写し ④領収証書の写し
(3) 大会等開催	①交付申請書（様式第1号） ②補助金所要額調書（様式第2号） ③大会等の実施要領等の写し ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②補助金精算額調書（様式第7号） ③領収証書の写し ④購入した備品の写真 ⑤写真（大会等の状況写真2枚）
(4) 合宿等実施	①交付申請書（様式第1号） ②合宿等実施計画書（様式第4号） ③申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②合宿等実施報告兼精算額調書（様式第8号） ③領収証書の写し

※前年度収支決算書は、各団体の総会等の決算報告で使用された資料の写し等を提出すること。

1 2 旅費について

旅行先	旅費（補助対象経費）
(1) 県内の隣接市町 庄原市・安芸高田市・東広島市・世羅町・府中市	1,000円
(2) その他の県内市町	2,600円
(3) 県外 ※領収証書が必要	実費

1 3 注意事項

- (1) 特定の目的を持った積立金等を除いた前年度（令和5年度）繰越金が20万円未満となる団体は補助対象とするが、収支決算書等でそれが確認できる団体に限る。
- (2) 需用費（消耗品等）、備品等の購入については、可能な限り三次市内に所在する業者を優先する。
- (3) 備品購入費がある場合は、団体の備品として購入されたことを確認するため、必ず代表者等と備品が一緒に写った写真を添付し、ユニフォーム等はクラブ員が着衣して購入した数量のすべてが確認できる写真を添付する。
- (4) 交付申請書及び実績報告書は代表者が署名する場合、押印は不要。
- (5) 請求書に使用する印は代表者印又は個人印とする。
※団体印（例●●●●少年団保護者会など）は使用しない。
押印の省略をしたい場合は、別途相談すること。
- (6) 補助金の振込先は、団体名及び代表者名が入った口座とする。
- (7) 補助金の申請者（団体の代表者）と振込口座の名義人とが異なる場合は委任状が必要となる。
- (8) 大会等開催をはじめとして補助金交付を受ける団体は、印刷物や配布物への表示及び口頭でのアナウンス、団体の収支決算の収入、総会等の資料に記載するなど、三次市の補助金の支援により実施していることを周知すること。
- (9) 予算の範囲内で補助金額を調整する場合がある。

(1) 団体運営

①対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の運営に必要な需用費，備品購入費，借上料など。
②具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費…団体で共有して消費する消耗品，医薬品等。救急用品，文房具など。 ・備品購入費…団体で共有して使用するもの。ユニフォーム，クーラーなど。 ・借上料…遠征に必要なバス・タクシーの借上料など。 ・その他…大会参加費，登録料，保険料，会場使用料，遠征先での宿泊料金（指導者は3人まで）など。
③対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬（コーチ謝礼等） ・食糧費 ・スポーツ飲料等の購入費 ・保護者が自家用車で行う輸送費用 ・宿泊に付随した飲食代金 ・光熱水費等 ・特定の個人だけが使用するものに係る費用 ・保護者の会議費 <p>※個人からの購入，借上については対象としない。</p>
④申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の代表者
⑤補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費に2分の1を乗じた額以内（上限10万円）

(2) 指導者育成

① 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で開催する，子どもを対象としたスポーツ・文化活動の指導に必要な講習会等に要する経費（講師謝金等）など。 ・子どもを対象としたスポーツ・文化活動の大会等のための審判・指導者等資格取得・更新経費，審判・指導者等講習会参加費や旅費など。
② 具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費…市内に講師を招き，講習会等を開催する場合の講師謝礼など。 ・旅費…市外で開催される講習会等に参加するため必要となる旅費（宿泊費用も含む）。隣接市町は1,000円，その他の県内市町は2,600円，県外は実費（領収証書が必要）。 ・役務費…免許の交付・更新手続きを行う際に，審判協会等に手数料等として支払うもの。 ・負担金等…講習会等に参加する場合，参加費・資料代等の名目で支払うもの。 ・その他
③ 対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧費 ・スポーツ飲料等の購入費 ・市内の子どもを対象としたスポーツ・文化活動と関係ない審判・指導者等資格取得等に係る経費。
④ 申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の子どもを対象としたスポーツ・文化団体等の監督，コーチなど指導的立場にある者を有する団体の代表者。 ・市内の子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等実施に必要な資格を取得して運営や審判等に当たる者を有する団体の代表者。 ・小中高等学校クラブ活動の顧問や外部指導者などを有する団体の代表者。
⑤ 補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費に2分の1を乗じた額以内（上限3万円）

(3) 大会等開催

① 対象経費	<ul style="list-style-type: none">・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等の開催に必要な報償費，需用費，備品購入費，使用料など。 ※市内で行われ，参加者のおおむね半数以上が市内の子どもである大会等の経費に限る。
② 具体例	<ul style="list-style-type: none">・報償費…大会等の審判，講師等に対する謝礼・需用費…大会等の開催，運営に必要な消耗品等。コピー用紙，模造紙，文房具，賞状，レプリカなど。・備品購入費…トロフィー，楯，優勝旗など。・使用料…会場使用料など。・その他
③ 対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・食糧費
④ 申請者	<ul style="list-style-type: none">・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等を主催する団体の代表者。
⑤ 補助金額	<ul style="list-style-type: none">・対象経費に2分の1を乗じた額以内（上限10万円）

(4) 合宿等実施

① 対象経費	・市内の子どもを対象としたスポーツ・文化団体等が，市内のスポーツ・文化施設等と宿泊施設を利用して，1回で10人泊以上の合宿を行う場合の室料，寝具使用料等。 ※市内の施設を利用する場合に限る。
②具体例	・宿泊料金…室料・寝具使用料等。 ・その他
③対象とならない経費例	・宿泊に付随した飲食代金。
④申請者	・市内の子どもを対象としたスポーツ・文化団体等で，市内のスポーツ・文化施設等と宿泊施設を利用して，1回で子どもが10人泊以上の合宿を行う団体の代表者。
⑤補助金額	・1人1泊につき，子ども500円，指導者1,500円 (指導者は1団体3人まで)